

大阪市東淀川区広報紙広告募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保するため、区広報紙「広報ひがしよどがわ」に広告掲載枠を設けているので、次のとおり募集する。

記

1 募集媒体について

- (1) 名 称 大阪市東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」
- (2) 形 状 タブロイド版 8ページ又は12ページ（市政情報ページを含む）
- (3) 発行日・部数 毎月1日発行（4月号は3月31日）・36,000部
- (4) 配布方法
 - ・東淀川区内で配達される新聞朝刊（朝日・毎日・読売・産経・日経）に折り込んで配達する。
 - ・上記新聞の未購読世帯のうち希望者に配達する。
 - ・区内の公共施設、商業施設、駅等に設置する。

2 広告について

- (1) 掲載募集期間 令和8年11月号から令和9年4月号まで
- (2) 掲載ページ、1月あたりの単価、募集枠数

ページ	1面	2面	3面	4面	最終面
単価（税込） （1枠あたり）	¥33,000	¥19,000			¥27,000
募集枠数	2枠	2枠	2枠	1枠	2枠

- (3) 規 格 1枠…縦50ミリメートル、横126ミリメートル
2枠…縦50ミリメートル、横252ミリメートル

- (4) 掲 載 位 置 1面・2面・3面・最終面の最下段 各2枠
4面の最下段 1枠

1・2・3・最終面 (1枠掲載の場合)		1・2・3・最終面 (2枠掲載の場合)		4面	
広 告	広 告	広 告			広 告

※上記以外のページに広告枠はありません。
※ページ内の掲載位置の指定はできません。

- (5) 刷 色 4色カラー(全面)
(6) フォント JIS規格約7ポイント(10級相当)を最小とする。ただし、特別な場合(表、リスト、地図等)は、JIS規格約5.5ポイント(8級相当)まで使用できるものとする。

3 申込み方法

申込書受付日時 抽選会当日(令和8年7月29日(水)午前9時30分から午前10時まで)

※いかなる場合も、提出時間以外の受付は行いません。

・抽選会日時 令和8年7月29日(水)午前10時から

- (1) 提出物 ※ア、イのいずれも必要です。一方のみの受付はできません。

ア 大阪市東淀川区広報紙広告掲載申込書

面ごとに掲載期間及び枠数を記載して、面ごとに申込書を提出してください。

イ 広告見本(A4サイズの紙に印刷してください。白黒印刷可。)

審査の参考としての見本になるものであれば粗いラフなもので結構です。

広告掲載決定後には別途データで入稿していただきます。

- (2) 提出方法

直接持参してください。

※一度で申込み出来るのは各号ごとに1面～4面、最終面のいずれか1面分のみです。

(例) 11月号の1面、2面、3面に一度に申込みは不可能

11月号の1面と12月号の1面に一度に申込みは可能

11月号の1面に申込み、抽選後に2面に空き枠が残っている場合は申込み可能

- (3) 申込書の提出先

抽選会場（「4 抽選会について」の抽選会の場所と同じ）

4 抽選会について

（1） 抽選会の日時・場所など

日時：令和8年7月29日（水）午前10時から

場所：東淀川区役所 4階401会議室

・ 申込み受付締め切り後に実施します。

（2） 複数の申込みがあった枠については抽選により申込者を決定します。ただし、抽選に先立ち、以下の手順により申込者を決定します。

ア 広告掲載面ごとに、掲載募集期間における【延べ申込枠数】が最も多い申込者を、当該面の全ての申込枠について申込者として決定します。

イ アの後に残った枠については、アの手法により掲載募集期間における【延べ申込枠数】が最も多い方を、残った枠に係る当該面の全ての申込枠について申込者として決定します。以降も同様とします。

ウ 【延べ申込枠数】が同じ場合は抽選により申込者を決定します。

※【延べ申込枠数】について 同一面に対する【申込枠数】×【申込月数】で算出します。

例）ある面について、以下の三者の申し込みがあった場合

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	総枠数
A	2枠	2枠	2枠				6枠
B		1枠	1枠	1枠	1枠		4枠
C					2枠		2枠
残枠	0枠	0枠	0枠	1枠	0枠	2枠	

・ 申込者A：2枠×3ヶ月（【延べ申込枠数】＝6枠）

（Bと2枠重複）

・ 申込者B：1枠×4ヶ月（【延べ申込枠数】＝4枠）

（Aと2枠重複、Cと1枠重複）

・ 申込者C：2枠×1ヶ月（【延べ申込枠数】＝2枠）

（Bと1枠重複）

（1） 【延べ申込枠数】が最も多いAの申込み全てについてAを申込者として決定します。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	総枠数
A	2枠	2枠	2枠				6枠
B		1枠	1枠	1枠	1枠		4枠⇒2枠
C					2枠		2枠
残枠	0枠	0枠	0枠	1枠	0枠	2枠	

- (2-1) ① **Bが、(1)でAと重複しなかった2枠について引き続き申込みを希望する場合は、**残枠に対する【延べ申込み枠数】が2枠でCと同数の為、BとCによる抽選となり、仮に抽選でBが選ばれた場合、Bの申込み枠2枠についてBを申込者として決定します。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	総枠数
A	2枠	2枠	2枠				6枠
B		1枠	1枠	1枠	1枠		2枠
C					2枠⇒1枠		2枠⇒1枠
残枠	0枠	0枠	0枠	1枠	0枠	2枠	

- ② **Cが、①でBと重複のなかった1枠について引き続き申込みを希望する場合は、**当該枠についてCを申込者として決定します。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	総枠数
A	2枠	2枠	2枠				6枠
B		1枠	1枠	1枠	1枠		2枠
C					1枠		1枠
残枠	0枠	0枠	0枠	1枠	0枠	2枠	

- ③ **Cが、①でBと重複のなかった1枠について引き続き申込みを希望しない場合は、**当該枠は空き枠となります（AとBの申込み枠以外は全て空き枠となる）。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	総枠数
A	2枠	2枠	2枠				6枠
B		1枠	1枠	1枠	1枠		2枠
C					0枠		0枠
残枠	0枠	0枠	0枠	1枠	1枠	2枠	

- (2-2) **Bが、(1)でAと重複しなかった2枠について引き続き申込みを希望しない場合は、**Cの申込みは他者と重複しないことになるため、Cの申込み全てについてCを申込者として決定し、AとCの申込み枠以外は全て空き枠となります。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	総枠数
A	2枠	2枠	2枠				6枠
B		1枠	1枠	0枠	0枠		0枠
C					2枠		2枠
残枠	0枠	0枠	0枠	1枠	0枠	2枠	

(3) 空き枠について

- ・ 抽選会の参加者が、残った枠に対して改めて広告掲載を希望する場合は、会場内で受け付けます。
- ・ 抽選会后、最終的に空き枠が発生した場合は、後日再募集を行います。

5 広告掲載の決定・広告料の納付について

東淀川区役所において広告掲載の審査を行い、後日広告掲載の可否を記載した広告掲載決定通知書を送付します。審査会上必要と認めるときは、広告主に追加の資料を求めることがあります。

広告掲載決定通知書により掲載が決定した場合は、指定された期日までに同封の納入通知書により広告料を一括納付（掲載が決定した期間分の一括前納）してください。なお、納付された広告料は返還いたしません。

6 広告原稿の作成・入稿について

掲載が決定した広告原稿については、「Adobe® Illustrator®」で作成した完全データ（文字はアウトライン化したもの）と、JPEG 形式の画像データを送付してください（作成できない場合はご相談ください）。データは、USB 等の記憶媒体で送付するか、メールで提出してください。

<広報メールアドレス tm0002@city.osaka.lg.jp>

- ・ 校正は1回です。
- ・ 広告は、全体を罫線で囲み、枠内右上に4ミリメートル×9ミリメートルの大きさの罫線で囲んで「広告」と表記してください。
- ・ 広報紙の出稿後の内容の変更はできません。

7 クーポン付広告について

クーポン付き広告を作成する際には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日 法律第134号）等の関連法令を遵守し、広告内容に必ず「サービス（割引）内容」「有効期限」を掲載したクーポン券を作成してください。クーポンの内容によっては大量に使用されるケースなども想定し、その内容を十分検討の上、掲載してください。

8 広告掲載申込みの取下げについて

申込者決定後の申込み取下げは認めません。

9 掲載できない広告

「[大阪市広告掲載要綱](#)」第4条各号及び「[大阪市東淀川区広報紙広告掲載要領](#)」第2条各号に該当するものは、掲載できません。

10 広告掲載の取消しなど

次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載を取り消すこと

があります。

- (1) 広告主に本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- (2) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき、又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 指定する期日までに広告料の納付又は原稿の提出がないとき。
- (4) その他東淀川区長が特に必要と認めるとき。

11 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の損害賠償がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

12 広告効果に関するアンケートについて

広告掲載後に広告効果に関するアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願い致します。

13 募集に関する問合せ

大阪市東淀川区役所 企画総務課（広報・広聴相談・総合企画）（担当：中野、織田）

電 話：06-4809-9683

ファックス：06-6327-1920